

部長及び参事官

生企発第335号

殿

(会計)

所 属 長

平成28年3月29日

10年保存(口訓)

本 部 長

【沿革】令和4年3月14日生企発第935号、令和5年10月10日生企発第744号

不用申出に係る銃砲刀剣類取扱要領の制定について（通達甲）

不用申出があった銃砲刀剣類の取扱いについては、高知県警察銃砲刀剣類事務取扱規程（平成17年9月本部訓令第19号）及び「不用申出に係る銃砲刀剣類取扱要領の制定について（例規）」（平成17年9月7日生環発第438号）により運用してきたところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該銃砲刀剣類の取扱いに関し別添のとおり「不用申出に係る銃砲刀剣類取扱要領」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

不用申出に係る銃砲刀剣類取扱要領

第1 趣旨

この要領は、高知県警察銃砲刀剣類事務取扱規程（平成17年9月本部訓令第19号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、不用申出があった銃砲若しくはクロスボウ（矢を含む。以下同じ。）又は刀剣類（以下これらを「廃銃等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 廃銃等の慎重な取扱い

- 1 廃銃等については、廃棄する物品であるとの先入観から、ややもすると軽んじおろそかな取扱いになりがちであるが、そのほとんどが銃砲刀剣類等としての機能を十分に維持している状態であり、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）の適用のある危険物であることを十分認識しておくこと。
- 2 銃砲刀剣類等の保管、管理、携帯及び運搬の適正化については、取扱業者及び所持者に対して指導を徹底し、違反者に対しては司法及び行政の両面にわたって厳重に処分を行っていることから、部内においても取扱いの過程での盗難又は不正流失の防止に特別の注意を払うのはもちろんのこと、その取扱いが法の違反とならないよう十分留意すること。
- 3 廃銃等の中には、相当価値のある物品もあるので、処分については申出者や一般人から疑念を受けることのないよう厳正に取り扱うこと。

第3 受理時の措置

署長は、許可又は登録を受けて銃砲刀剣類等を所持する者から廃銃等の提出があったときは、次の措置を執るものとする。

- 1 銃砲については、薬室内に残弾がないか必ず確認すること。
- 2 廃銃等は、プレス破壊等して処分する旨を申出人に説明し、納得させること。
- 3 申出人に規程別記第29号様式の不用申出書（以下「不用申出書」という。）を提出させること。また、法第7条第1項に規定する許可証（以下「許可証」という。）、法第15条第1項に規定する登録証（以下「登録証」という。）、「銃砲登録照会システム運用要領の制定について（通達甲）」（令和2年3月24日生企発第203号）に定める猟銃等登録カード（台帳）（以下「猟銃等登録カード」という。）、不用申出書等の記載事項と廃銃等に刻印又は表示されている番号又は銘等とを照合し、同一性を確実に確認した上で、当該不用申出書の余白に斜線をすること。
- 4 許可証又は登録証を返納させ、登録証については、不用申出書に添付する

こと。

- 5 猶銃等登録カードに「廃銃」と記載するとともに、「不用申出の年月日」を記載して整理しておくこと。
- 6 高知県警察WANシステムを利用した銃砲登録照会システム(以下「銃砲登録照会システム」という。)に廃棄登録すること。

なお、誤って廃銃等でないものを廃棄登録した場合は、速やかに生活安全企画課に報告すること。

第4 保管時の措置

署における廃銃等の保管時の措置については、次のとおりとする。

- 1 廃銃等の保管については、法第10条の4の規定により、署の生活安全担当課の保管責任に係る廃銃等専用保管庫に保管すること。この場合において、分解可能な銃砲は、分解結束して保管すること。
なお、廃銃等専用保管庫の構造及び機能の維持に留意すること。
- 2 署における保管期間は、おおむね3月以内とする。ただし、廃銃等専用保管庫の収容限度を考慮し、努めて短縮すること。
- 3 廃銃等は、事件関係証拠品及び仮領置等に係る銃砲刀剣類等とは別に保管し、混同による無用の事故を引き起こさないよう配意すること。

第5 送付時の措置

署長は、次の要領により廃銃等を生活安全企画課長に引き渡すものとする。

- 1 送付に当たっては、生活安全担当課の職員の中から引継者及び従事者を指定し、事前に生活安全企画課と連絡を取ること。
- 2 送付数量は、使用車両の積載能力を考慮して重量超過による道路交通法違反及び安全運転に支障を来すことのない程度の数量とすること。
なお、猶銃1丁の平均重量は約3キログラムである。
- 3 別記第1号様式の銃砲刀剣類等送付書(以下「送付書」という。)を作成し、廃銃等の送付の前日までに、生活安全企画課へ送付すること。
- 4 廃銃等には、規程別記第19号様式の表示札を添付すること。

なお、当該表示札の保管区分欄に「廃銃等」と記載して○で囲み、備考欄には送付書の文書番号を記入するとともに、取扱者が押印しておくものとする。

- 5 車両への積込みに際し、引継者及び従事者は、送付書の記載事項(特に銃番号、銘及び氏名)と廃銃等とを確認して送付書にチェックするとともに、余白に確認の年月日、引継者及び従事者の官職氏名を記載すること。
- 6 確認済みの銃砲は、送付番号順に5丁ずつ結束しておくこと。

- 7 輸送は、引継者及び従事者を含む2人以上で行わせること。
- 8 法第10条第4項の規定に基づき、輸送時には、廃銃等の積載状態が外部から覗き見されることのないよう広い布等で覆っておくこと。また、休憩時等に際しては、交替で車両を離れるなど盜難防止に配意すること。
- 9 送付準備が完了したときは、生活安全担当課長、係長又は主任が輸送に当たる者に対し7及び8について具体的に注意しておくこと。

第6 引受け及び保管

1 生活安全企画課の措置

- (1) 生活安全企画課長は、廃銃等の引受けの引受者及び従事者を指定するものとする。
- (2) 署と生活安全企画課との間の廃銃等の引受け及び引渡し（以下「引受け等」という。）は、署の引継者及び従事者並びに生活安全企画課の引受者及び従事者が立会いの上、当該廃銃等と送付書とを照合して行うこととする。特に、廃銃等に刻印又は表示されている番号及び銘等並びに提出者の氏名が一致することを確実に照合した上で、立会した者がそれぞれ別記第2号様式の銃砲刀剣類等引継書（以下「引継書」という。）に署名するものとする。
- (3) 生活安全企画課と会計課との間の廃銃等の引受け等は、生活安全企画課の引受者及び従事者並びに2(1)に定める会計課の引受者及び従事者が立会いの上、(2)に引き続いて即時、(2)に準じて行うものとする。
- (4) 引継書の原本は生活安全企画課で保管し、会計課及び署の生活安全担当課には引継書の写しを送付するものとする。
- (5) 生活安全企画課は、銃砲登録照会システムにより廃銃等の廃棄登録の完了を確認するものとする。

2 会計課の措置

- (1) 会計課長は、主任以上の者の中から生活安全企画課長からの廃銃等の引受者及び従事者を指定するものとする。
- (2) 廃銃等の引受けは、1(3)により行うものとする。
- (3) 廃銃等の保管場所は、会計課倉庫内の廃銃等専用庫とし、銃身が外れるものは外して保管するものとする。

第7 処分

会計課長は、引き受けた廃銃等を次の要領により処分するものとする。

- 1 高知県財産規則（昭和39年県規則第19号）第90条の規定に基づき不用の決定を行い、同規則第10号様式の3の物品廃棄決定書を作成するとともに、物品廃棄決定書の写しを生活安全企画課に送付すること。

- 2 廃銃等は、プレス破壊等により、確実に処分すること。
- 3 廃銃等専用庫からの搬出、車両への積込み及び処分に当たっては、自所属の主任以上の者の中から責任者を指定し、必要により他所属の応援を得て行うこと。また、なるべく人目に触れないようにし、監視係を配置するなど盗難又は不正流失の防止に配意すること。
- 4 廃銃等の輸送に当たっては、第5の2、7及び8について従事者に注意しておくこと。
- 5 銃身部が外れないものについては、残弾がないか確認しておくこと。
- 6 責任者は、処分委託先とあらかじめ連絡を取っておくなど盗難等の事件又は事故の防止に十分配意するとともに、確実に処分作業への立会いを行い、最終的な処分結果を確認すること。

第8 関係書類の保存

送付書及び引継書の保存期間は、5年間とする。

(別記様式省略)